利益相反ポリシー

第１章　総則

第１条（目的）

本ポリシーは、役員・従業員等の個人的利益と組織の利益が相反する状況を適切に管理し、健全な業務運営・公正性・透明性を確保することを目的とする。

第２条（基本方針）

組織は以下の原則に基づき利益相反を管理する。

- **組織の利益優先**
- **個人利害の排除**
- **透明性の確保**
- **公正な取引条件**
- **不当な便宜供与の禁止**

第２章　定義

第３条（利益相反）

利益相反とは、役員・従業員等の個人的利益が、組織の利益と相反し、または相反するおそれがある状態をいう。

- 自己または第三者のために組織と取引する行為
- 競合企業での兼業・役員就任
- 取引先との経済的利害関係
- 高額接待・贈答による判断の歪み

第３章　役員の利益相反取引

第４条（取締役の利益相反取引）

取締役は、自己または第三者のために組織と取引を行う場合、事前に取締役会の承認を受けなければならない。 承認後は、重要事項を取締役会へ報告する。

第５条（競業取引）

取締役が組織と競合する事業を行う場合は、事前承認を要する。 議決には特別利害関係人の排除を適用する。

第４章　従業員の利益相反

第６条（競業避止義務）

従業員は、在職中に組織と競合する事業を行ってはならない。 退職後の競業制限は、合理的な範囲で別途定める。

第７条（兼業・副業）

兼業・副業は原則許可制とし、組織の利益と相反する場合は禁止する。 判断は人事部門およびコンプライアンス委員会が行う。

第８条（取引先との利害関係の申告）

従業員または親族が取引先と以下の関係にある場合、申告を要する。

- 役員・重要使用人である
- 一定割合以上の株式保有
- 経済的利益の授受

第 5 章　取引先・親族との取引

第 9 条（親族取引）

親族が関係する取引は事前申告し、公正な条件で行う。 必要に応じてコンプライアンス委員会の確認を得る。

第 10 条（株式保有・投資の制限）

取引先株式の保有は原則禁止し、上場株式は一定数量・比率を超える場合に届出を要する。

第 6 章　便宜供与の禁止

第 11 条（過度の便宜供与の禁止）

役員・従業員は、取引先からの過度な接待・贈答・費用負担等を受けてはならない。

例：

- 高額接待
- 業務支援の肩代わり
- 実態のない広告費・協賛金

第 7 章　利益相反管理体制

第 12 条（管理体制）

組織は利益相反管理責任者を設置し、以下を行う。

- 情報遮断措置
- 事前承認手続
- 年次リスク洗い出し
- 記録・保存・監査

第 13 条（教育・研修）

役員・従業員に対し、利益相反に関する研修を継続的に実施する。

第 8 章　違反時の措置

第 14 条（処分）

違反した役員・従業員に対しては、以下の措置を行う。

- 役員：報酬減額、解任提案、損害賠償
- 従業員：懲戒処分、損害賠償

第 9 章　附則

第 15 条（所管）

本ポリシーの所管はコンプライアンス担当部門とする。

第 16 条（改廃）

このポリシーの改廃はコンプライアンス委員会が決定し、理事会の承認をもって改廃す

る。

第 17 条

このポリシーの実施は、2022 年 4 月 1 日より実施する。